残余財産（法第九十一条の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）	又は遺族給付金	第百四条の十七第三項	法第九十一条の十九第六項（法第九十一条の二十第六項、第九十一条の二十一第五項及び第九十一条第十二項において準用する場合を含む。）	第百四条の十八第一項	法第九十一条の二十第一項	第百四条の十八第二項	法第九十一条の二十一第一項又は第九十一条の二十二第一項の	第百四条の十九第一項及び第二項	障害給付金
残余財産	若しくは遺族給付金又は存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金若しくは存続連合会遺族給付金		平成二十五年改正法附則第四十六条第六項（平成二十五年改正法附則第四十八条第五項又は平成二十九年改正法附則第七十条第四項において準用する場合を含む。）又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項		平成二十五年改正法附則第四十七条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項		平成二十五年改正法附則第四十八条第一項若しくは第六十三条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項	「第九十一条の二十一第一項又は第九十一条の二十二第一項」とあるのは「これらの規定」	障害給付金及び存続連合会障害給付金
					これらの規定				

第百四条の十九第三項	法第九十一条の二十二第三項又は第五項の遺族給付金	法第九十一条の二十二第三項の遺族給付金	法第九十一条の二十二第五項の遺族給付金	法第九十一条の二十二第六項	法第四十八条第三号	第百四条の二十二第一項	法第九十一条の二十六第一項	積立金の移換	中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ	第百四条の二十二第二項	法第九十一条の二十六第五項	令第六十五条の二十一	第百四条の二十三第一項	法第九十一条の二十七第一項
平成二十五年改正法附則第四十九条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項の存続連合会遺族給付金又は遺族給付金		平成二十五年改正法附則第四十九条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第三項の存続連合会遺族給付金又は遺族給付金		平成二十五年改正法附則第四十九条第三項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第六項	改正前確定給付企業年金法第四十八条第三号		平成二十五年改正法附則第五十五条第一項若しくは第六十四条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第一項	年金給付等積立金等（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等をいう。）又は積立金（以下「積立金」と総称する。）の移換	老齢基金中途脱退者等（同項に規定する老齢基金中途脱退者等をいう。）若しくは老齢確定給付企業年金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する老齢確定給付企業年金中途脱退者等をいう。）又は中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第一項に規定する中途脱退者等をいう。）（以下「中途脱退者等」と総称する	平成二十五年改正法附則第五十六条第一項若しくは第六十四条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第一項	平成二十六年経過措置政令第六十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第二項	平成二十五年改正法附則第五十六条第一項若しくは第六十四条第一項又は平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十七条の三第一項